育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

以下が改正内容の主なポイントになります。※詳細は追って省令等で定められます。

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。

施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度(現行制度とは別に取得可能) ■	■ 現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで 取得可能	原則子が1歳(最長 2歳)まで
申出期限	原則 休業の2週間前 まで (※1)	原則1か月前まで
分割取得	分割して 2回 取得可能	原則分割不可 (今回の改正で分割して 2回まで取得可能)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲 (※ 2) で休業中に就 業することが可能	原則就業不可

- ※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を 労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。
- ※2 具体的な手続きの流れは以下①~③のとおりです。
 - ①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出
 - ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示
 - ③労働者が同意した範囲で就業
 - なお、就業可能日等の上限(休業期間中の労働日・所定労働時間の半分)を厚生労働省令で定める予定です。
- (注) 新制度についても育児休業給付の対象となります。

② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日:令和4年4月1日

- ●育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)
- ●妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する 個別の周知・意向確認の措置
- ・雇用環境整備の具体的内容については、**複数の選択肢からいずれかを選択して**措置していただくこととする予定です。
- ・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の**複数の選択肢からいずれかを選択して**措置していただくこととする予定です。
- ※ 休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施 を認めないことを定める予定です。



③ 育児休業を分割して取得できるようになります

施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日

改正前

- ●原則分割することはできない
- 1 歳以降に育休を延長する場合、 育休開始日は 1 歳、1歳半の時点に 限定

改正後

- (新制度とは別に)分割して2回 まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合について、 育休開始日を柔軟化

④有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日:令和4年4月1日

改正前

(育児休業の場合)

- (1)引き続き雇用された期間が1年以上
- (2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



改正後

●(1)の要件を撤廃し、(2)のみに ※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の 労働者は労使協定の締結により除外可)

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日:令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。**

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼 玉	048-600-6210	岐 阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐 賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩 手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛 知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三 重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋 田	018-862-6684	新 潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石 川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高 知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		